

# 自動車用バッテリー・リサイクルシステム の運用状況について

平成26年8月21日

一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会

Lead Acid Storage Battery Recycle Association ( SBRA )

# 1. システムの概要

## (1) 対象範囲

○鉛蓄電池再資源化協会（以下、SBRA※1という）におけるリサイクルシステムの対象となる電池は、自動車（二輪車、農業機械、建設機械等を含む）のエンジン始動用鉛蓄電池が使用済となったもの（以下、使用済バッテリーという）であって、排出事業者から廃棄物としてSBRAに処理を委託されたもの。

※1 SBRA：Lead Acid Storage Battery Recycle Associationの略称

## (2) 経緯

○近年の輸入電池の増加等を背景として、国内電池メーカー・輸入事業者が共同で、使用済バッテリーの回収・再資源化を行うためのセーフティネットとしてシステムを構築。

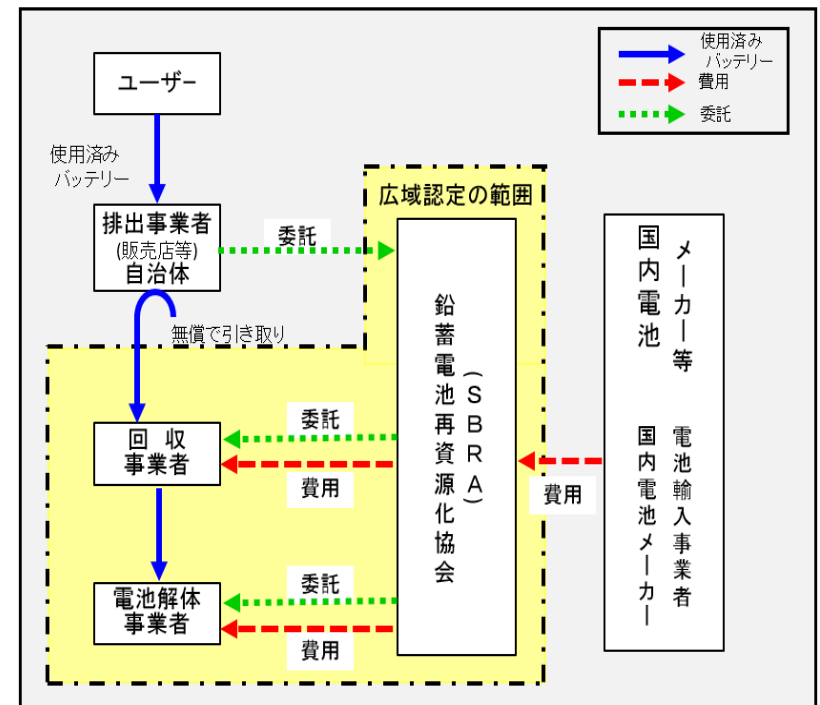
○SBRAが廃棄物処理法の広域認定（産廃及び一廃）を取得。管理票情報システムによる処理の一括管理を実施。

- ・平成24年4月10日 広域認定取得
- ・同年4月11日 限定運用開始
- ・同年7月21日 本格運用開始

## (3) 運用体制（平成26年5月末現在）

- ・参加メーカー等：7社※2
- ・排出事業者：7,554件
- ・回収事業者：99社
- ・解体事業者：15社

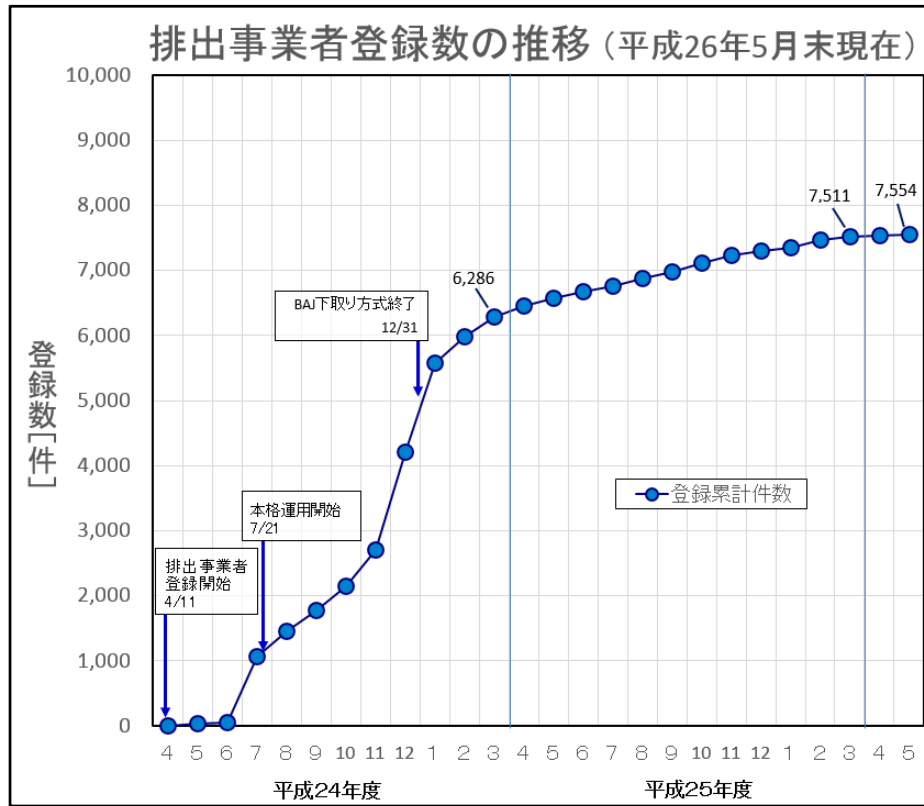
※2 国内電池メーカー：4社  
電池輸入事業者：3社



## 2. 排出事業者の登録状況

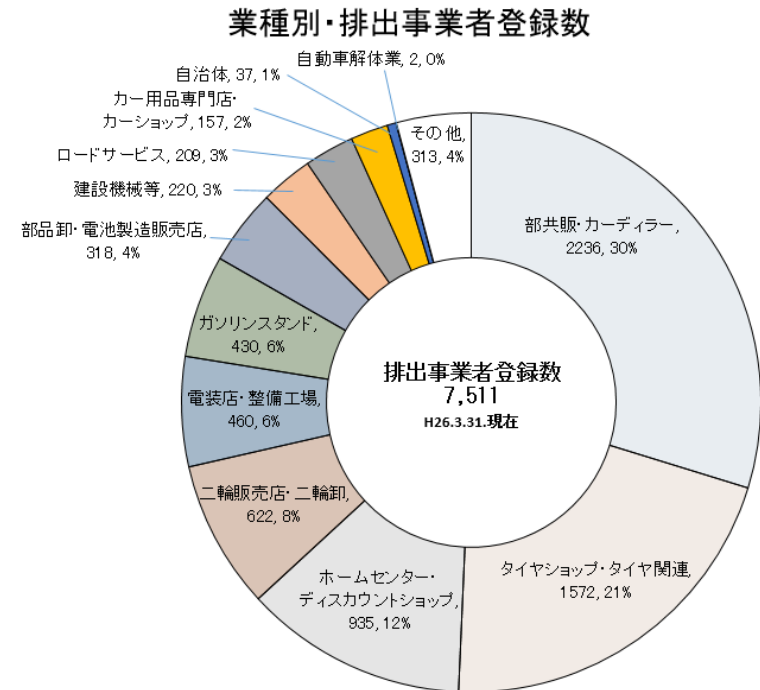
### (1) 排出事業者の登録数

- 排出事業者登録数は、本年5月末時点で、7,554件。昨年度は1,200件以上増加。



### (2) 業種別の登録数

- 業種別に見ると、部品共販・カーディーラー、タイヤショップ及びホームセンター等が上位。



### 3. 運用実績(前年度との比較)

#### 【SBRAにおける使用済バッテリーの処理実績】

項 目		平成24年度	平成25年度
① 排出事業者数	[件]	6,292	7,511
② 処理件数	[件]	10,705	35,685
③ 処理量	[電池 t]	5,618	13,717
④ 処理費用	[百万円]	221.5	575.2

# 4. 排出事業者への周知

## (1) 自治体への周知拡大

平成24年度に、SBRA会員企業から電池販売店等を中心に10万部の説明書を配布して周知活動を行い、平成25年度には、新たに自治体向けのパンフレットを作成して配布した。

→配布先：都道府県・広域認定制度関係の47窓口にも各5部、市区町村の1,479箇所に計8,515部

## (2) 排出事業者等

SBRAホームページのリニューアルを行い、既存の登録排出事業者向けに実務内容を充実するとともに、新たな排出事業者の登録拡大を目指し、SBRAの取組の趣旨や内容を分かりやすく変更した(平成25年12月)。

【自治体に配布したパンフレット】

**使用済み自動車用鉛蓄電池のリサイクルシステムについて**  
～販売店等の排出事業者や自治体の皆様へ～

**SBRA (Lead Acid Storage Battery Recycle Association) は**  
高規格認定に基づき、使用済み自動車用鉛蓄電池のリサイクルシステムを運営しています。

**高規格認定制度**  
認定条件  
平成24年第4号(一般廃棄物)  
第216号(産業廃棄物)

**リサイクルの対象**  
使用済み自動車用鉛蓄電池(エンジン始動用で二輪車用を含む、以下「使用済バッテリー」という)で、次の廃棄物が対象です。  
1. 一般廃棄物：清掃工場、自治体から排出される使用済バッテリー(一般消費者の不要になったバッテリーは購入したお店に引き取られています)  
2. 産業廃棄物：事業活動に伴って販売店等から廃棄物として排出される使用済バッテリー(使用済バッテリーは産業廃棄物より管理が難しい場合があります)

**排出事業者の役割**  
廃棄物は、排出事業者が自らの責任において廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります。システムでは、排出事業者は、使用済バッテリーを特別管理産業廃棄物としての保管、輸送の管理規程内容の確認、処理状況・処理完了の確認及び結果(管理票)の5年間保管が求められます。(詳しくはホームページ(http://www.sbra.or.jp/)でご確認ください)

**SBRAの役割**  
回収依頼を受けたSBRAは、排出事業者に代わって、回収・解体事業者との処理委託契約・処理委託、使用済バッテリーの処理状況・処理完了の確認を行い、排出事業者に処理完了報告をします。

**排出事業者登録のメリット**  
■ 使用済バッテリーは無償引き取りです  
■ 排出事業者は処理事業者との委託契約が不要(SBRAが行う)  
■ 登録情報を基にしている回収依頼の力が強まる  
■ SBRAから処理完了を電子データで報告(ISO等に活用可能)

**リサイクルシステムの概要**  
バッテリーを排出される旨のシステムご利用の流れは、次の1から6の通りです(4はSBRAで管理)。インターネットで「SBRA」を検索して、SBRAホームページ(http://www.sbra.or.jp/)の排出事業者登録から利用を開始してください。

**システムご利用の流れ**

- 1. 排出事業者の登録**  
■ ホームページ(http://www.sbra.or.jp/)から排出事業者の登録を行います。  
■ 続いて、ホームページからダウンロードした申込書に記入し、SBRAにFAXします。  
■ 登録完了後、SBRAから届くログインID・パスワードを記載します。
- 2. 使用済バッテリーの回収依頼**  
ホームページの「回収依頼する」からログインをして、回収するバッテリーの種類・数量等を入力します。
- 3. 使用済バッテリーの引き渡し**  
■ 回収事業者が提示するリサイクル管理票に記載された処理事業者・バッテリーの種類・数量・住所等を確認して、氏名の記入と押印をします。  
■ 管理票A面(排出事業者用)を受け取って5年間保管します。
- 4. 使用済バッテリーの処理**  
■ 排出事業者は、回収事業者が持ち込んだバッテリーを解体・廃棄中継処理し、廃棄物の搬入をします。
- 5. 処理完了の確認**  
SBRAから5年間保管した処理完了の報告をしますので、ご確認ください。
- 6. 排出実績の報告**  
■ 処理完了後、排出事業者とSBRAの処理委託契約書に利用します。  
■ 公開範囲で、世間でシェアを共有し、システムにより排出事業者の管理が容易になります。  
■ 排出場所には、特別管理産業廃棄物管理責任者名を記入する必要があります。詳しくは、SBRAホームページでご確認ください。詳細はこちらです。

**お問い合わせ先**  
SBRA 一般社団法人 鉛蓄電池再資源化協会 (Lead Acid Storage Battery Recycle Association)  
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8(禧田通り側)  
TEL: 03-5425-2080 FAX: 03-5434-5650  
URL: http://www.sbra.or.jp/

【リニューアルした SBRAホームページ】

**SBRA 一般社団法人 鉛蓄電池再資源化協会**

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 禧田通り側 禧田通り側5階

ホーム 自動車用バッテリーのリサイクルについて リサイクルのしくみ 協会(SBRA)について よくある質問

**インフォメーション**

- 2014.12.11 【人事異動】 NEW 冬季休業について
- 2014.12.8 ホームページリニューアルしました。
- 2014.12.8 「管理票」に平成25年度上期 排出事業者向けに高規格認定のマークを掲載しました。
- 2014.12.8 【全国ネットワーク・メンテナンス実施のご案内】
- 2014.12.10 【協会活動】平成25年度「FAX」受付停止のお知らせ(11月～12月)
- 2014.06.10 協会が新築完了(10月竣工)

**排出(事業)者の方へ**  
排出事業者登録はこちらから確認して下さい。  
[登録]ボタンを押す  
新築完了はこちらからご確認下さい。  
排出依頼はこちらから  
[依頼]ボタンを押す  
[依頼]ボタンを押すと登録して下さい  
[回収依頼]ボタンを押す

**管理票情報システム**

**会員の方へ**  
一般社団法人 電池工業会  
BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN  
小笠原電産株式会社  
リサイクルの JBRG  
資料ダウンロード

地球環境を保護し健全な環境を次世代に引き継ぐこと、及び資源の再生化により地球上の限られた資源を有効活用するために、一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)は、  
**使用済み自動車用鉛蓄電池(エンジン始動用で二輪車用含む)の適正な処理と循環利用の促進を図ってまいります。**

SBRAとは、  
団体英語表記(Lead Acid Storage Battery Recycle Association)から、  
下記の4文字を用いて略称として使用しています。

検索 SBRA 詳しくはこちらで!

# 5. 離島の現状把握と対応の方向性

## (1) 離島の現状調査(平成25年度)

○対象：佐渡島、奄美大島、宮古島・石垣島、隠岐の島

聴取先	島内での使用済バッテリーの扱いについての回答
・自治体	・自治体では使用済バッテリーは処理困難物扱い。住民に対しては、購入した販売店で引き取ってもらうよう案内。稀に、自治体で回収せざるを得なかったものは、一定程度溜めておいて島外に運搬して処理。
・販売店	・自動車部品等の納入業者が使用済バッテリーを引き取るか、金属屑等の回収・収集運搬事業者等が買い取るケースが多い。 ・いずれも、置き場にバッテリーが溜まらない程度の回収頻度で回収されている。

## (2) 対応の方向性

○これまでに調査した離島において、使用済バッテリーの滞留等の問題は生じていないようであるが、今後、SBRAとして、以下の方向性に沿って、離島からの具体的な回収方法の検討を進める。

- ・運搬の効率化のため、離島毎に回収ルートを設定し、頻度は年1～2回程度を想定(排出量に応じて検討)。
- ・委託先回収事業者が、フェリーで離島に渡り、使用済バッテリーを登録排出事業者から無償で引取り。
- ・当面、佐渡島、奄美大島など登録排出事業者が存在する離島を優先。

## (3) 今後の進め方

○現在、14島(※)からの回収の見込みが立ち、具体的なルート設定等の取組を進めているところ。一部は既に回収実績あり。

※佐渡島、宮古島、石垣島、西表島、五島列島、対馬、隠岐の島、奄美大島、大崎上島、小豆島、種子島、壱岐島、利尻島、礼文島

○他の離島から排出事業者登録や回収依頼があれば、対応を行っていく。

## 6. 今後の取組み

- 廃棄物処理法の広域認定に基づく適正処理の実施及び不法投棄防止に向けたシステムの適正な維持管理、継続的な改善。
- バッテリーのユーザー及び排出事業者（販売店・解体事業者・自治体等）に対する更なる普及啓発の推進。
- 離島など回収が比較的困難な地域における回収ルートの設定や回収ニーズへの対応の推進。